

議案第 13 号

下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例

令和 4 年 3 月 2 日提出

熊取町長 藤原敏司

提案理由

受益者に変更があった場合の取扱いについて、届出者となる住民の負担軽減及び行政事務の効率化を図ることを目的として、この条例案を提出するものです。

## 下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例

下水道事業受益者負担金条例（平成2年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第8条中「当事者」の次に「（管理者が認めた場合にあつては、新たな受益者になった者）」を加え、「新たな受益者になった者」を「変更後の受益者」に改める。

### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

下水道事業受益者負担金条例（平成2年条例第15号）の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(受益者に変更があった場合の取扱い)</p> <p>第8条 第3条の規定による基準日以後、受益者に変更があった場合において、当該変更に係る双方の当事者（管理者が認めた場合においては、<u>新たな受益者になった者</u>）がその旨を管理者に届け出たときは、<u>変更後の受益者</u>は、従前の受益者の地位を継承するものとする。ただし、第5条第1項の規定により定められた額のうち、届出の日までに納付すべき時期に至っているものは、従前の受益者が納付するものとする。</p>	<p>(受益者に変更があった場合の取扱い)</p> <p>第8条 第3条の規定による基準日以後、受益者に変更があった場合において、当該変更に係る双方の当事者_____がその旨を管理者に届け出たときは、<u>新たな受益者になった者</u>は、従前の受益者の地位を継承するものとする。ただし、第5条第1項の規定により定められた額のうち、届出の日までに納付すべき時期に至っているものは、従前の受益者が納付するものとする。</p>